

周防情審答申第8号
令和8年1月14日

周防大島町病院事業局
病院事業管理者 石原得博様

周防大島町情報公開審査会
会長 星出明

周防大島町情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年10月17日付け周大病局第523号により諮問のありました件について
次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

周防大島町病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和7年8月15日
付け周大病局第402号で行った非公開決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求

審査請求人は、令和7年8月1日付けで実施機関に対し、周防大島町情報公開条例（平成16年周防大島町条例第11号。以下「条例」という。）第10条の規定により「周防大島町立橋医院・歯科の●●●●歯科主任部長が、令和4年9月26日付けの『陳述書（公文書）』の3ページ目の最後にある 第4 質問と回答 6 『金を中心に寄付したので少なくなっていますが、全くないわけではありません。証拠の写真を添付します。』の証拠写真についてです。①●●●●歯科主任部長が、公文書として周防大島町の顧問弁護士に対し提出した『陳述書』へ添付した『証拠の写真』の現物の写し、または画像データの開示、②『証拠の写真』を撮影したとされる日時を示す根拠の開示」について公文書公開請求を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、公文書公開請求に係る「周防大島町立橋医院・歯科の●●●●歯科主任部長が、令和4年9月26日付けの『陳述書（公文書）』の3ページ目の最後にある 第4 質問と回答 6 『金を中心に寄付したので少なくなっていますが、全くないわけではありません。証拠の写真を添付します。』の証拠写真についてです。①②」については当該文書が存在しないことから非公開の決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件非公開決定処分を不服として、令和7年8月19日付けで審査請求書を提出した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書等において述べている理由は、概ね次のようく要約される。

1 審査請求の趣旨

審査請求人の趣旨は本件処分を取り消すよう求めるというものである。

2 審査請求の理由

- (1) 非公開とした理由に「弁護士と当該職員の間に作成された文書であり、周防大島町病院事業局では所有しておらず、存在しないため」とあるが、その理論であれば●●歯科医師や他の関係職員の陳述書が開示されたこと自体がおかしいということになる。
- (2) ●●歯科医師の陳述書は、添付された証拠の写真を合わせて1つの陳述書であることは本人の陳述書内の記載で明らかである。第三者である弁護士が公文書の一部だけを意図的に所有や選別をすること自体が間違った対応である。
- (3) 歯科金属スクラップの疑惑に関する調査を公費で調査している以上、調査報告書の内容や判断の基になった提出書類は全て公文書として扱うのが当然である。
- (4) 条例に公費での調査で重要書類の一部を第三者が勝手に選別や仕分けを行ってよいという記載はあるのか。ないのであれば弁護士が保管している公文書（金のある証拠の写真など）の返還を求め、条例に従い、あらためて請求人に開示するのが公的機関としての責務である。

3 反論書の要旨

- (1) 本件調査報告書は、関係各位の聴取を基に作成された報告書であり、原本の作成に一切関与していないという文言は誤りである。聴取の内容や調査内容を書面化したのが弁護士であったに過ぎず、実施機関に一切の関与や責任が無いような表現は、公費を使って弁護士に調査を依頼した公的機関としてあまりに無責任である。
- (2) 実施機関が公費で弁護士事務所に依頼した調査であり、その公的な調査の過程で●●歯科医師が弁明のために提出された『金のある証拠の写真』を公的な書類として扱わぬこと自体が不可解であり承服できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書等において述べている理由は、次のように要約される。

- (1) ●●歯科医師の令和4年9月26日付け陳述書は、実施機関が弁護士に調査を依頼した町立橋医院の歯科金属スクラップ処理に関し、弁護士が作成し

た「令和4年11月30日付け報告書」の添付資料の一部である。

- (2) 当該報告書に添付された陳述書を一体のものとして保有しており、当該陳述書自身は弁護士が作成し、その写しが実施機関に提供されたものであり、実施機関は陳述書の原本及び写しの作成自体に一切関与していない。
- (3) 実施機関はあくまで弁護士から提供を受けた調査報告書一式を所有しているに過ぎず、その調査報告書一式の中には公文書公開請求のあった『金のある証拠の写真』が含まれていなかったため、実施機関が所有していないということに尽きる。
- (4) 実施機関が保有する調査報告書一式には、審査請求人が開示を求めている資料が含まれていない以上、本件公文書を非公開とした本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しない。

第5 審査会の判断

本審査会は、本件について審査請求人並びに実施機関の主張及び口頭による意見陳述に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

1 調査の結果認定した事実

本件に関する一件記録及び関係者からの事情聴取による結果は次のとおりである。

- (1) 審査請求人から「証拠の写真」の公文書公開請求が提出された際に、実施機関は陳述書を作成した弁護士や●●歯科医師に対して写真の所在などについて確認は行っていない。
- (2) ●●歯科医師は、歯科金属スクラップの中に金が含まれていることを実施機関の職員に証明するために、橋医院歯科内で金の含まれている歯科金属スクラップを見せた際に、個人のスマートフォンで個人的に撮影した金の写真を印刷し、弁護士へ陳述書を提出する際に添付している。
- (3) 陳述書を作成した弁護士事務所からの報告書によると、陳述書に「証拠の写真」が添付されていない理由については、●●氏から提出された写真は抜去済みの金歯と目される金属片が数個写っていたものの、既に実施機関の関係者らが確認済みの歯科金属スクラップの写真である上、全体に占める量等も明確ではなく、保管中の歯科金属スクラップに金が含まれているという事実の証明力が高くないため、写真を添付する必要がないものと判断したと説明している。さらに、証拠の写真を添付しなかった以上、陳述書本文3頁の「証拠の写真を添付します。」という記載は不正確であるため、削除するのが相当であり、本来であれば、二重線で削除して●●氏から削除箇所に押印してもらい、陳述書を完成させるのが正しい作業であったとの説明であった。

2 陳述書に記載のある「証拠の写真」について

- (1) 実施機関は令和7年8月1日付けで公文書公開請求があつた本件請求文書

について、「歯科金属に関する報告書」に添付された●●歯科医師の令和4年9月26日付け「陳述書」に「証拠の写真を添付します。」という記載があつたが、実施機関が所有する「歯科金属に関する報告書」に添付された「陳述書」に証拠の写真が添付されておらず、当該請求文書を所有していなかつたため「弁護士と当該職員の間にて作成された文書であり、周防大島町病院事業局では所有しておらず、存在しないため。」との理由を付して令和7年8月15日付けで非公開の処分を行っている。

- (2) 当審査会による調査により、●●歯科医師は弁護士に対して「証拠の写真」を渡しており、その後、弁護士の判断により、既に実施機関の関係者らが確認済みの歯科金属スクラップの写真である上、全体に占める量等も明確ではなく、保管中の歯科金属スクラップに金が含まれているという事実の証明力が高くないため、弁護士から実施機関に提出された陳述書に写真が添付されなかつたことや、陳述書に記載されている「証拠の写真を添付します。」という記載は不正確であるため、削除するのが相当であったことが明らかになつた。
- (3) 以上のことから、写真は証拠とは言えないものであったため陳述書へは添付されておらず、「証拠の写真を添付します。」という記述は誤りであり削除すべきであったと陳述書を作成した弁護士が説明している以上、実施機関が写真を所有していないことは事実であり、また弁護士が保有している写真は公文書とは言えず、公文書公開請求の対象とはならないと言える。

第6 結論

以上のことから、当審査会は実施機関の本件処分において「1 審査会の結論」のとおり判断した。

第7 附言

審査請求人は非開示理由については言及していないが、実施機関が行った本件非公開決定における理由付記については「弁護士と当該職員の間にて作成された文書であり、周防大島町病院事業局では所有しておらず、存在しないため。」と記載している。しかし、当審査会が調査を行った結果、審査請求人が開示を求めている「証拠の写真」が添付されていない経緯や理由が明らかになつたことにより、実施機関が理由として付記した内容では、理由の提示として十分であるとは言えない。

審査請求人からすると、別件で公開された陳述書に「証拠の写真を添付します。」と記載されている以上、実施機関が写真を保有していると判断するのは当然のことであり、実施機関は、「証拠の写真」の公文書公開請求がなされた時点で、陳述書に証拠の写真が添付されていない理由を調査したうえで、添付漏れであれば弁護士に提出を求め、添付していない理由があるのであれば、非公開の理由に写真が添付されていない具体的な理由を示すなどの対応を行うべきであったと判断する。

実施機関が具体的な理由を説明せずに、当該写真を所有していないため不存在であるとの説明では、あまりに一方的な理由であり、不誠実な対応であると言わざるを得ない。

実施機関においては、今後は、請求人と真摯に向き合い、丁寧な説明と誠実な対応を心がけるよう強く要望する。

第8 審査の経過

別紙のとおり

(別紙)

審査の経過

年月日	審査の経過
令和7年10月17日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和7年10月28日	審査請求人から反論書を受理
令和7年12月 1日	審査請求人及び実施機関の意見陳述 審議（論点整理）
令和7年12月15日	審議（答申案）
令和8年 1月14日	答申